

東京都北区

「住宅リフォーム支援事業」 のご案内

北区内の住宅を金融機関から融資を受けてリフォームする方に対して、返済した利子の一部を北区が助成することにより、長く住み続けるための支援制度です。

○子どもが結婚し、北区内にある私名義の住宅をリフォームしてそこに住む予定です。

○環境に配慮した太陽光発電システムなどをつけるため住宅改修します。

○区民ではありませんが、北区内に住む親世帯と共に支えあって生活をするため、北区内に中古住宅を購入し、そこに住み始めるに当たり、リフォームします。

○中古住宅を購入しましたが、幼児にとって危険な段差や飛び出し部分が多いので、それらを解消する改修をします。

など

《ご相談と申請先》 北区まちづくり部住宅課住宅計画係

北区役所第一庁舎 7階 3番窓口

〒114-8508 東京都北区王子本町 1-15-22

電話 (3908) 9201【直通】

北区ホームページ <http://www.city.kita.tokyo.jp/>

(H20.6 現在)

【1】住宅リフォーム支援事業

定住化、バリアフリー、耐震及び地球温暖化に配慮した住宅の改修※1
を行なって北区内の住宅に住み続ける居住者のためリフォーム（改※2
修）をする場合に、その資金を金融機関から融資を受け、返済する※3
方が申請者となり、その方に北区が、返済した利子の一部を最長5※4
年間助成し、居住環境の整備や向上などを支援します。※5
※6
※7
※8

《※1》改修：下記の1から4のうち、1つ以上に該当する工事で、かつ、
「【4】対象となる改修工事」[別表]の範囲内の工事に限ります。

1 定住化改修

① 18歳未満の子がいて、下記の例等のような改修が必要なため。

例) 幼年期の子の行動の安全を確保するため、危険箇所を
解消することを主とした改修。

例) 子が大きくなったので、新たに部屋を仕切ったりする
ことを主とした改修。

② 親世帯と共に生活していた子世帯（1人でも可）が、独立して
生活する新居をリフォームするため。

③ 子育てや介護などの共助をするため、別居していた親と子の
世帯が同居又は近居（親世帯、子世帯ともにリフォーム後、
北区内に居住し住民登録がある状態のこと）して生活するた
め。

④ その他定住化に必要な工事。

2 バリアフリー改修

[別表]の「9 バリアフリー化工事」がある工事（工事全体
のうち、この部分の製品、機器、部品又は材料の費用が30
万円以上ある場合に限る）。

3 耐震改修

[別表]の「11 新耐震構造基準以前（昭和56年6月1日以前）
の住宅（分譲マンションを除く）の耐震改修工事」がある工
事。

4 地球温暖化に配慮した住宅の改修

[別表]の「15 地球温暖化に配慮した設備の設置工事」があ
る工事（工事全体のうち、この部分の製品、機器、部品又は
材料の費用が30万円以上ある場合に限る）。

《※2》北区内の住宅：個人所有で、改修後継続して居住する家屋のみ

が対象。分譲マンション等集合住宅の中の一住戸も含まれます。
また、「【3】申請の対象となる住宅の条件」を満たす必要があります。

《※3》居住者：「申請者」又は「申請者の三親等以内の親族」であること。

「【7】利子補給対象者承認申請」時に北区民でなくても構いません（住む方が北区外からの転入や区内転居による居住開始でも可）が、改修後、改修した住宅に居住し、住民登録し続けることが必要です（たとえば、リフォームする住宅に「【6】工事箇所対象確認申請」の時点でお住まいの方がいなくても、リフォーム後の「【8】利子補給金交付申請」のときに、「【7】利子補給対象者承認申請」の際に申し出た申請者又は申請者の三親等以内の親族が住むのなら構いません）。

《※4》リフォーム（改修）：《※1》に該当し、かつ[別表]に掲げる工事が対象となります。

それ以外の工事がある申請は対象となりません。

《※5》金融機関：銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫に限り、かつ、北区内の店舗のみを対象とします。

《※6》融資：公的融資を除くリフォームローン（住宅リフォームを目的とした金銭消費貸借契約によるもの）のこと。リフォームローンと名前がついている融資商品であっても、借り替えやリフォーム以外のものが対象に入っているものなど、当支援事業の主旨に合致しないものは対象外です。

返済方式は限定しませんので、金利変動型等でも対象となりますが、後に「【7】利子補給対象者承認申請」により決定された内容の契約に代えて新たな契約を行い返済した場合は、新たな契約以降の助成を継続することはできません（ただし、同一金融機関での原契約に基づく「変更契約」を取り交わした場合は、助成の継続を認める場合があります）。

なお工事金額、融資の契約金額の制限はありませんが、工事金額よりも融資の契約金額が高い場合は、当支援事業の主旨に合致しない費用があるため、助成の対象となりません。

《※7》申請者：「【2】申請者の資格」を満たせば、北区民でなくても構いません。

《※8》利子の一部：

毎年1月1日から12月31日の1年間に返済した利子の合計の50%で、千円未満の端数は切り捨て、年度内20万円を超えない範囲を利子補給（助成）します。利子補給対象者として決定した月から起算して5年を限度とします。

【2】申請者の資格

次のすべての条件を満たす必要があります。

- 1 「改修後の住宅に居住する方」又は「居住する方の三親等以内の親族」であること。
- 2 金融機関と締結するリフォームローン（公的融資を除きます）の金銭消費貸借契約書の契約者であること。
- 3 外国人の場合は、「出入国管理及び難民認定法」（昭和26年政令第319号）の永住許可を受けている方、又は「日本国との平和条約に基づき日本国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」（平成3年法律第71号）による特別永住者。
- 4 住民税を滞納していない方。
- 5 この制度による利子補給を受けていない方、又はその方と同居する方。
- 6 「東京都北区住まい改修支援事業」に基づく融資を受けている場合は、その償還を完了している方、又はその者と同居する方。
- 7 他の同種の利子補給制度を受けていない方。

【3】申請の対象となる住宅の条件

次のすべての条件を満たす必要があります。

- 1 「申請者」又は「申請者の三親等内の親族」が居住する住宅。
- 2 「申請者」又は「申請者の三親等内の親族」が所有する住宅。
- 3 併用住宅《※9》の場合は、居住専用部分（増築の場合は増築後の居住専用部分）が全体の延床面積の二分の一以上である住宅。
- 4 申請時点で、この要綱による利子補給の対象となっていない住宅又は「東京都北区住まい改修支援事業」に基づく融資を受け、償還を完了している住宅。
- 5 他の同種の利子補給制度を受けていない住宅。
- 6 建築基準法に適合している住宅。
- 7 借地の場合は、地主の承諾を得ている住宅。
- 8 「申請者の三親等内の親族」が住宅を所有する場合は、当申請を対象とした改修について、所有者の承諾を得ている住宅。

☆分譲マンションの場合は、管理組合の同意があれば、申請対象住戸の居住者が専ら使用する共有部分も対象とすることができます。

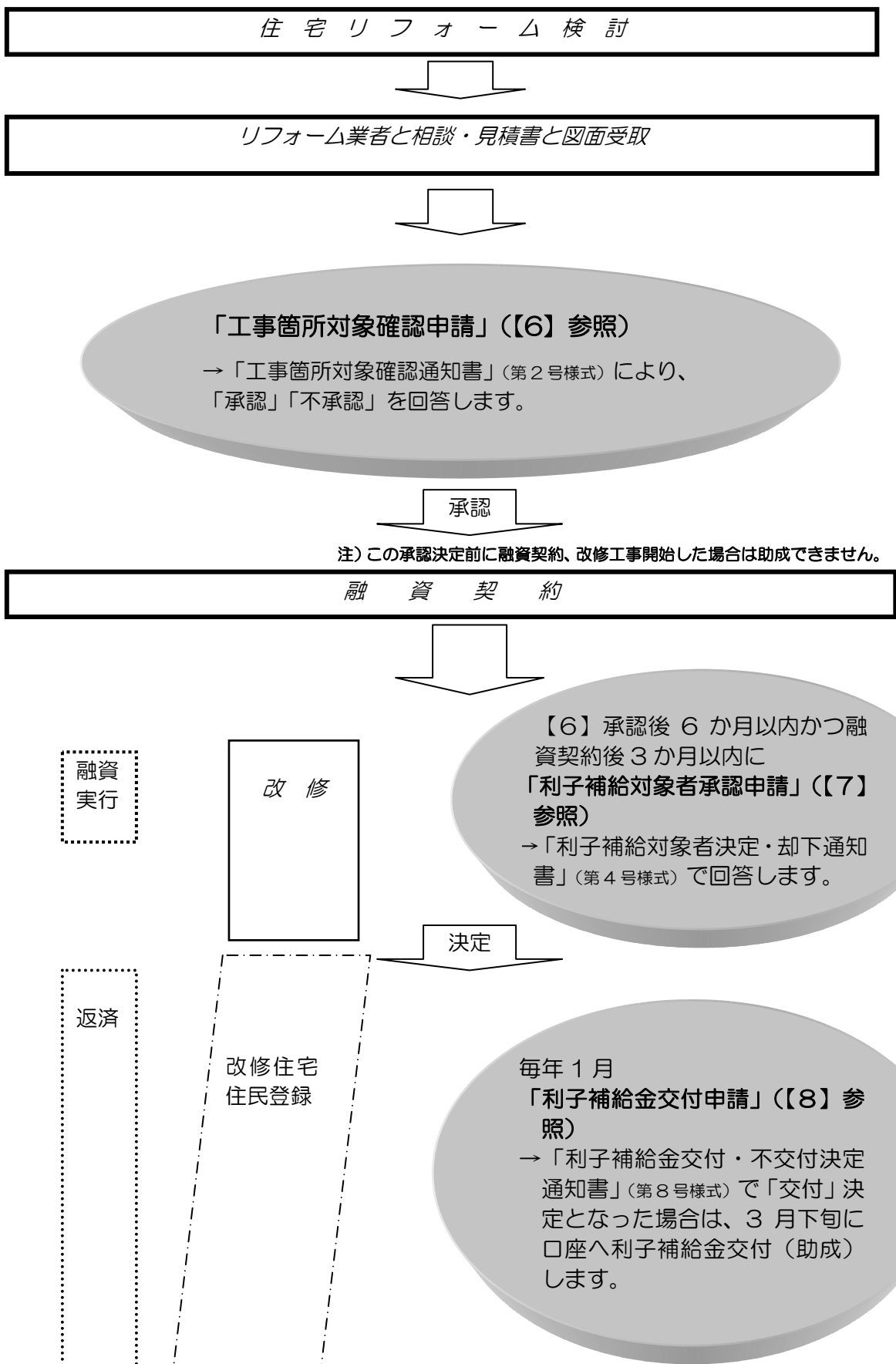
《※9》併用住宅 建築物に個人住宅部分以外に店舗、事務所、賃貸等の部分があり、建築物が一体登記されている住宅。

【4】対象となる改修工事

[別表]

1	部分的な土台又は基礎の工事
2	屋根、外壁、内壁、床、天井、柱、はり、窓、扉、階段等の工事
3	建築物に設ける電気、ガス又は給配水管の工事
4	ベランダ又は物干場の工事
5	台所、浴室、便所又は消火設備の工事
6	マンションの法定共用部分、管理規約で共用部分としている部分で、専ら使用する基礎的部分（内壁、ベランダ等）の工事
7	門又はへいの工事
8	断熱化工事 (1) 屋根、壁、天井又は床に断熱材、遮熱材又は遮熱性塗装を使用する工事 (2) 窓に断熱効果のあるガラス又はサッシを使用する工事
9	バリアフリー化工事 (1) 段差の解消又は車椅子の利用に適した造りへの工事 (2) 手すり、フットライト、移動用エレベータ又は階段昇降機の工事 (3) 開閉しやすい窓、扉の引き戸、建具等への取替工事
10	アスベスト除去工事
11	新耐震構造基準以前（昭和56年6月1日以前）の住宅（分譲マンションを除く）の耐震改修工事
12	防水、防風、防火（火災報知システム設置を含む）又は耐火の工事
13	防犯システムの工事
14	住宅の敷地内にある、がけ、擁壁（ようへき）等の工事
15	地球温暖化に配慮した設備の設置工事 (1) 太陽光発電システム（財団法人電気安全環境研究所〔JET〕の認証を受けているもの）の設置工事 (2) 太陽熱温水器の設置工事 (3) CO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯器（エコキュート等）の設置工事 (4) 潜熱回収型給湯器（エコジョーズ等）の設置工事 (5) ガス発電給湯器（エコウィル等）の設置工事 (6) 燃料電池装置（ライフエル等）の設置工事
16	環境緑化工事 (1) 屋上、ベランダ又は壁面の緑化工事 (2) 生垣造成工事
17	その他区長が特に定住化に資するため必要と認める工事

【5】手続きの流れ



【6】工事箇所対象確認申請

金融機関に融資の契約及び改修工事開始をする前に、まず改修の内容や工事箇所が合致しているか等を審査します。

☆この承認決定前に融資契約又は改修工事開始した場合は、助成できません。

○申請書類（なお、下記以外の書類が必要となる場合があります）

- (1) 工事箇所対象確認申請書（第1号様式）：住宅課住宅計画係窓口にあります。北区ホームページ上にも掲載あります。
- (2) 「リフォーム内容の申立書」：住宅課住宅計画係窓口にあります。北区ホームページ上にも掲載あります。
- (3) 印鑑（印影が変形しないもの。認め印可。なお、以後の申請の際、同じ印鑑を使用していただきます）
- (4) 工事見積書原本（必ず発行者の押印のあるもの。なお、返却はしません）
：【1】の「2 バリアフリー改修」又は「4 地球温暖化に配慮した住宅の改修」による申請の場合は、工事全体のうち、この部分の製品、部品、機器及び材料の費用が30万円以上であることがわかるもの。
- (5) 住宅改修前の全ての改修箇所が確認できる写真
- (6) 住宅改修前の工事箇所平面図：（5）の各写真の撮影箇所がわかる記載を加えてください。
- (7) 住宅改修後の工事箇所平面図
- (8) 併用住宅の場合は、全ての階の平面図（居住部分及びその他を図面に明記したもの）
- (9) 併用住宅の場合は、居住部分とその他の地積をおのこの確認できる書類
- (10) 建築基準法に基づく検査済証の写
- (11) 予定する改修工事が増改築となる場合は、建築基準法に基づく確認済証の写
- (12) 「【4】[別表]11 新耐震構造基準以前（昭和56年6月1日以前）の住宅（分譲マンションを除く）の耐震改修工事」がある場合は、耐震診断報告書の写
- (13) 「【1】1 定住化のための改修④その他定住化に必要な工事」または「【4】[別表]17 その他区長が特に定住化に資するため必要と認める工事」を適用したい場合は、内容についての詳細な申出書類

○審査後

約1～3週間後、「工事箇所対象確認通知書」（第2号様式）により、「承認」、「不承認」を回答します。

申請内容に変更があった場合、申請に偽りがあった場合など、助成を受けることができないことがあります。

【7】 利子補給対象者承認申請

「工事箇所対象確認通知書」で「承認」された方は、承認日の翌日から起算して6か月以内に、かつ、リフォームローンの契約日の翌日から起算して3か月以内に「利子補給対象者承認申請」を行い、その後「利子補給対象者」の「承認」を受ける必要があります。
当申請は申請者の資格や、契約内容が「【6】 工事箇所対象確認申請」と一致した内容であるか等を確認させていただく申請です。

○申請書類（なお、下記以外の書類が必要となることがあります。）

- (1) 利子補給対象者承認申請書（第3号様式）：住宅課住宅計画係窓口にあります。
北区ホームページ上にも掲載あります。
- (2) 印鑑（【6】の申請時と同じもの）
- (3) 融資契約書の写
- (4) 金融機関発行の返済計画書（原本であることを確認し、窓口で写しを取った後、返却します）
- (5) 改修する建物の全部事項証明書
- (6) 工事契約書（原本であることを確認し、窓口で写しを取った後、返却します）
- (7) 申請者の直近1年の住民税納税証明書《※10》《※11》
- (8) 申請者及び改修後居住者全員の住民票の写（続柄記載があるもの）または外国人登録原票記載事項証明書（続柄、在留資格の記載があるもの）《※11》
- (9) 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）又はそれに相当する公的証明書類謄本（申請者が改修後の入居者と異なる場合。改修する住宅の所有者が申請者と異なる場合。申請者との関係がわかるもの）
- (10) 建物所有者改修同意書（申請者単独の建物の登記簿上の名義人でないとき）
- (11) 土地所有者改修同意書（申請者単独の土地の登記簿上の名義人でないとき）
- (12) 管理組合が改修に同意したことを確認できる書類（共有部分であるが、専ら使用する部分の工事があるとき）

《※10》住民税滞納がないことを明らかにできるもの。

全て納付済みの場合は、課税額と納税額が一致しています。

なお、納付期限未到来の（特別徴収などによる）未納は、滞納ではないので問題ありません。
その場合、滞納がないことがわかる記載（例：「滞納はありません」、「全未納金分の納期限は到来していません」など、自治体により異なります）である証明書の発行を受けてください。

（なお自治体によっては、滞納がないことの証明書は、特定の窓口でのみ発行することが多いので、事前に税証明発行窓口にお電話などで場所を確認の上、お取りください。）

非課税につき納税不要の場合は、代わりに非課税証明書を提出してください。

毎年6月中旬頃からその年度の証明書が発行開始されます。そのため、それ以前に申請する場合は、前年度分の証明書となります。該当年度の1月1日に住民登録のある自治体で受け取ってください。

《※11》北区に情報がある方は「利子補給対象者承認申請同意書」（住宅課住宅計画係窓口にあります。北区ホームページ上にも掲載あり）の提出があれば、提出された方の分を省略できます。

○この「利子補給対象者承認申請」の時点ですでに融資を受けていたり、改修を開始していても構いませんが、提出された書類により、「工事箇所対象確認申請」時の内容と合致しないなどの疑義が生じたときは、調査をします。その際すでに改修開始して現場を確認できないなどの場合は、利子補給対象者として承認できないことがあります。

○審査後

約 1～3 週間後、「利子補給対象者決定・却下通知書」（第 4 号様式）で回答します。

なお、「【8】利子補給金交付申請」の際、その写しを添付していただきますので、大切に保管してください。再発行はできません。

【8】利子補給金交付申請

「利子補給対象者」となった方は、住宅改修後、「利子補給対象者」と決定した月《※12》の初日から起算して5年を限度に、利子補給金交付（助成額は「【1】《※8》利子の一部」を参照）の申請を行うことができます。ただし請求は、毎年1月中に、住宅課窓口にて、その前年分（1～12月分）の申請を行う方法となります。当申請時に改修が完了し、その住宅に居住し、続けて住民登録していることが必要です。

○申請書類（なお、下記以外の書類が必要となる場合があります。）

- (1) 利子補給金交付申請書（第7号様式）：住宅課住宅計画係窓口にあります。北区ホームページ上にも掲載あります。
- (2) 助成金の請求書：住宅課住宅計画係窓口にあります。申請時に窓口にて記入いただきます。
- (3) 口座振替依頼書：住宅課住宅計画係窓口にあります。申請時に窓口にて記入いただきます。
- (4) 助成金振込先の預金通帳（ゆうちょ銀行を除く）：窓口にて（3）に記入いただき、振込先を確認させていただきます
- (5) 印鑑（【6】【7】の申請時と同じもの）
- (6) 金融機関が発行した、申請の前年の1月1日から12月31日までの間に返済した利子の合計が明確にわかる証明書原本（証明印のあるもの。他の融資が併記されているものは不可。なお返却はいたしません）
- (7) 改築後の居住者全員分の住民票又は外国人登録原票の確認を了承する「利子補給金交付申請同意書」《※13》：継続して居住している全員から1枚ずつ同意書に記載、押印を受けてください。住宅課住宅計画係窓口にあります。北区ホームページ上にも掲載あります。

- (8) 改修後の全ての改修箇所の写真（初回利子補給金交付申請時のみ提出）：先に提出いただいた「【6】（5）改修前の全ての改修箇所が確認できる写真」と比べることにより、改修が確認できるように撮影してください。
- (9) 改修後工事箇所平面図：（8）の各写真の撮影箇所がわかる記載を加えてください
- (10) 「利子補給対象者決定・却下通知書」（第4号様式）の写
- (11) 改修後の住宅に居住しない申請者が、利子補給金請求時に住所が変わった場合は、申請者の住民票の写（続柄、以前の住所も確認できる記載があるもの）又は外国人登録原票記載事項証明書（続柄、在留資格、以前の所在地も確認できる記載があるもの）を添付（ただし北区内に住民登録した場合は、申請者分上記（7）の「利子補給金交付申請同意書」を代用して、提出いただければ、省略できます）。

《※12》「利子補給対象者」と決定した月：「利子補給対象者決定・却下通知書」（第4号様式）の右上にある年月日の属する月です。

《※13》同意できない方がいる場合は、その方の分の住民票の写又は外国人登録原票記載事項証明書（居住地、氏名、生年月日、国籍、性別、世帯主名と続柄、在留資格と期間及び利子補給対象者承認申請日以降の住所がわかる記載のあるもの）をご提出ください。

○審査後

3月上旬までに「利子補給金交付・不交付決定通知書」（第8号様式）で回答します。「交付」と決定した場合は、3月下旬、助成金を口座に入金します。

【9】その他重要事項

- (1) 返済計画に変更があった場合は、1か月以内に「返済計画変更届」（第9号様式）に、金融機関発行の返済計画書その他を添えて提出していただきます。変更内容により提出書類が異なりますので、手続きの方法については、変更内容がわかる参考書類を提示の上、事前にご相談ください。
- (2) この制度の適正な実施のため、指定した事項についての報告を求めるとともに実地調査を行うことを了承したうえで、申請いただきます。
- (3) 各公的機関発行書類は、発行日が申請日から原則として3か月以内のものを提出してください。
- (4) 利子補給対象者が次に該当するときは、利子補給対象者の決定の取り消し、利子補給の打ち切りをします。
 - ① 利子補給の対象となった住宅を他人に譲渡し、又は目的外の用途に供したとき。
 - ② 利子補給の対象となった住宅の所在地に住民登録がなくなったとき。

- ③ 金融機関とのリフォームローンが解除されたとき。
 - ④ 利子補給の対象となるリフォームローンが代位弁済等による全額弁済されたとき。
 - ⑤ 虚偽の申請又は証明その他不正の手段により利子補給対象者となったことが明らかになったとき。
 - ⑥ 当助成制度の条項に違反したとき。
 - ⑦ ①から⑥に定めるもののほか、区長が利子補給金を支払うことが不相当と認める事由が生じたとき。
- (5) 「【7】利子補給対象者承認申請」の際に申出した居住者のうち一人でも続けて住民登録があれば、助成を受けることが出来ますが、住民登録が無くなれば、助成は終了します。死亡により登録が無くなった場合、その直後の「【8】利子補給金交付申請」までに申請者または新たに三親等以内の親族が居住を開始し、住民登録した場合を除きます。その場合、「【8】利子補給金交付申請」の際に、それらが確認できる書類を別途ご提出いただきます。
- (6) 利子補給対象者の決定の取り消し又は利子補給の打ち切りをしたときは、既に支払った利子補給金の全部又は一部の返還をしていただくことがあります。
- (7) 万が一、利子補給対象者が死亡した場合、リフォームローンの債務を継承する三親等以内の親族で、かつ所定の要件を満たすときに限り、引き続き残余期間の利子補給を継承できることがあります。
- (8) 「【8】利子補給金交付申請」は毎年1月にありますが、変更があった場合を除いて、【8】にあるとおりに直接申請していただき、事前のご案内はありません。また5年が経過するなどにより利子補給対象者で無くなった場合も、終了のご案内はありません。

【10】Q&A集

Q1) 私は融資契約を9月28日に行ないました。「【7】利子補給対象者承認申請」の中に、リフォームローンの契約日の翌日から起算して3か月以内に申請とありますが、その最終日はいつになりますか。

A1) 民法の規定に基づき9月28日の3か月後は12月29日ですが、その日は北区役所閉庁日のため、次の開庁日が最終日となります。

Q2) 私の融資契約締結による返済期間は10年です。平成20年9月下旬に「【6】工事箇所対象確認申請」を行い、10月下旬に承認決定され、11月上旬に融資契約と工事開始した直後に「【7】利子補給対象者承認申請」をし、同月下旬に承認決定され、12月に最初の返済を行ない、同月下旬工事完了したのですが、平成21年1月の最初の「【8】利子補給金交付申請」は、平成20年分は12月分の1か月だけなので申請しない場合、平成21年1月分からの平成25年12月分の5年分を今後請求していくことは可能ですか。

A2) 利子補給期間は、利子補給対象者として決定した月の初日（平成20年11月1日）から起算して5年（60か月後：平成25年10月31日[末日]分まで）を限度とします（「【8】利子補給金交付申請」参照）。なお平成20年11月は返済がないので、実際には平成20年12月から平成25年10月分までの59か月の間の分が対象となります。

Q3) 「【7】利子補給対象者承認申請」により決定された際の契約では、4年の返済期間でした。現在3年目ですが、最近月々の返済が難しくなり、6年で返済するよう延長したいと思えます。5年目6年目の分も助成を受けることができますか。

A3) 【7】の際の契約内容を引き継ぐ「変更契約」に基づく延長あることが確認できれば、5年目の分まで助成することがあります。「【1】《※6》融資」を参照してください。「【9】その他重要事項(1)」にある届出手続きが必要です。

Q4) 私は千葉県に住んでいます。神奈川県に住んでいる私の父が北区内に中古の分譲マンションを購入しました。私と父は入居しませんが、現在埼玉県に住む私の子がリフォーム後、結婚してその分譲マンションへ入居します。【2】1と【3】1、2を満たしているのに、さらにその他の要件を満たしたとき、私が融資を契約し、私が利子補給を受けるために申請することができますか。

A4) 要件を満たせば、申請は可能です。

Q5) 申請者である私は改築後その住宅に住居しませんが、改築後に居住する者自身がその土地と住宅を単独で所有していても、「【7】利子補給対象者承認

認申請」の申請書類（10）（11）の同意書は必要ですか。

A5) 必要です。

Q6) 北区内に中古住宅の購入し、改修後入居することを検討しています。改修する場合の見積書や図面などをすでに業者から受け取っており、金融機関から改修費の融資の内諾を得ています。もし改修費が「住宅リフォーム支援事業」の対象となれば、購入しようと思います。

まだ住宅を所有していませんが、できますか。

A6) 「【6】工事箇所対象確認申請」については、まだ所有していなくてもできますが、必要書類が揃うことが条件です。ご注意いただきたいのは、【6】により承認となっても、その後の申請も承認されなければ助成を受けることができないので、【7】【8】の条件もご確認ください。

Q7) 自宅を新築していますが、同居予定の親の運動機能が急に落ち、廊下や階段を移動するにあたり、さらに階段昇降機をつけるなど大幅な改修が必要であるとわかりました。その場合申請できますか。

A7) 住宅建築が終わった後（建築確認完了検査が終わり、「検査済証」がすでにある住宅）の工事をリフォームとして認め、申請を受け付けます。

Q8) 【4】[別表]に掲げる工事以外のものが含まれる融資契約を行う場合、対象となりますか。

A8) 対象となりません。見積書、契約内容などが[別表]に掲げる工事のみの場合です。

Q9) 2人の子供が大きくなってきて、共有していたひとつの部屋を2つに分けて住宅改修することになりました。その敷居となるように、今はやりの移動式壁状本棚を設置したいのですが、[別表]に該当するものが無いので、対象となりませんか。

A9) お話の内容では、壁状につくるとのことなので、「壁」としての機能に重点があれば、「壁」として対象となることがあります。そのような場合、詳細な図面などを提出いただき、判断をします。ただし、単純に部屋のどこかの場所に棚をつくる場合は、[別表]に該当しないため、対象となりません。

Q10) 融資の際に金融機関へ提出する見積書では、[別表]に掲げる工事かどうかを証明できないのですが。また図面も詳しくないのですが。

A10) その場合、金融機関に提出するものに加えて、[別表]に掲げる工事であることがわかるものを別途建築業者に作成してもらい、添付してください。図面も同様です。

Q11) 「【3】申請の対象となる住宅の条件」に「5 建築基準法に適合している住宅」となっています。昭和56年6月1日の建築基準法以前に検査確

認が行なわれ、認められた住宅で、その後建築確認を要する改修は行なっていませんが、現在の建築基準法に照らし合わせると適合していません。この場合は対象となりませんか。

A11) この場合は、申請は可能です。

なお、建築基準法の各改正後に、法に適合しない改修を行なった場合は、対象となりません。

Q12) 私は太陽光発電システムや高齢者住宅改造費助成など区の助成制度を申請し、住宅を改修しますが、対象が重複していると思われます。申請してもよいでしょうか。

A12) 他の制度の内容によります。

他の制度が利子補給(利子に対して助成)をする制度の場合は対象外です(お勤めの会社が福利厚生などの目的で行う、利子補給制度を受ける場合なども含みます)。

利子補給ではない助成金の場合は、問題ありません。

Q13) 「【2】申請者の資格」に「7 他の同種の利子補給制度を受けていない方。」とあります。また「【3】申請の対象となる住宅の条件」には、「4 他の同種の利子補給制度を受けていない住宅」とあります。

勤務先の福利厚生制度による利子補給制度は、該当しますか。

A13) 該当しますので、助成できません。

Q14) 【6】(11)の「耐震診断報告書」とは、どのようなものですか。

A14) 「耐震診断報告書」に所定の書式はありません。耐震診断を行なう業者が独自に発行したもので構いません。耐震改修の必要性が確認できるものをご提出いただきます。(なお平成20年4月1日現在、木造民間住宅耐震改修促進事業により、耐震診断に要した経費の一部を助成する制度があります。詳細については、建築課構造設備係にお問い合わせください。)